

議員提出議案第3号「青森市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」の本市の考え方

1. 議員提出議案第3号の内容

子ども医療費助成の対象者を18歳まで拡充

(対象者) 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある未婚の者（保護者に監護されている者に限る）

(保護者) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者その他の子どもを現に監護する者

2. 現行の制度

(1) 青森市子ども医療費助成条例に基づき実施

(対象者) 本市に住所を有し、住民基本台帳法による届出をしている0歳から中学校就学の終期に達するまでの者であって、国民健康保険法又は社会保険各法の規定による被保険者及び被扶養者であるもの

(助成内容) 入院・通院に係る保険診療分の自己負担額

(県補助金) 未就学児に係る助成額の2分の1

※4歳に達した日の翌月から、入院は医療機関ごとに1日500円、通院は1月につき1,500円を助成額から控除した額の2分の1

(2) 令和3年度助成実績

(対象者) 24,976人 ※令和4年3月31日時点

(助成額) 740,799,828円

(県補助金) 138,236,143円

3. 本市の考え方

- 予算を伴う条例については、地方自治法第222条第1項において「普通地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」と制限規定が設けられている。これは、議会の議員が提出する条例案その他の案件については、直接に適用されるものではないが、議員提案の案件についても、本条の趣旨を尊重して運営されるべきである旨、国からの通知に示されているところであり、市長部局に協議もなく、予算を伴う条例案を予算の見通しもないまま提案することは、法の趣旨に合致しないもの。
- 子どもの医療費を無償化する制度の創設について、令和4年5月20日に中核市市長会、同年6月30日及び11月30日には全国市長会を通して国に対して要望したところであり、全国市長会、中核市市長会のみならず、全国知事会、全国町村会等においても同様の要望をしているところ。また、令和4年10月12日には県に対して国への働きかけを要望したところ。
- 令和4年11月7日に開催された全国知事会議において、岸田首相からは「子供の窓口負担の医療費助成については、基本的には各自治体において、地域の実情に応じて対応していくことがふさわしいと考えている。」との回答がなされたものの、同年12月20日に開催された「国と地方の協議の場」―首長の連合組織である全国市長会などの執行三団体と議長の連合組織である全国市議会議長会などの議会三団体で組織された地方六団体と国との協議の場―においては、加藤厚生労働大臣からは「各市町村等で、いろいろな形で取り組んでいるが、負担ゼロということ自体はどうなのかということもあるが、子育て支援、少子化対策はしっかり進め、充実を図っていかなくてはならない。」との回答がなされたところ。
- 国では、子ども関連予算を増額し、本年3月末をめどに政策のたたき台を作成すること。



本市としては、国の責任において制度を創設するべきと考えており、市独自で対象の拡充を図る考えはない。